

# 諫早市

## 市営住宅入居者募集のご案内

### (随時募集)

諫早市では、定期募集で応募がなかった市営住宅を対象に、随時、入居者を募集しています。

募集している住宅は「**募集住宅一覧表(随時募集)**」のとおりです。応募を希望される方は、以下をご確認ください。

#### 1 申込資格

次の全ての要件を満たしていることが申込みの条件となります。

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係にある者、婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、単身で入居できる場合もありますので、お尋ねください。
- ② 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- ③ 市町村民税及び国民健康保険料（国民健康保険税を含む。）並びに公営住宅等の家賃を滞納していないこと。
- ④ 申込者及び同居親族が、暴力団員でないこと。
- ⑤ 次に掲げる収入基準に該当する世帯であること。

一般世帯	収入月額が <b>158,000円</b> 以下
裁量世帯 (高齢者世帯(60歳以上)、障害者・小学校就学前の子どもがいる世帯など)	収入月額が <b>214,000円</b> 以下

※詳しい内容をお知りになりたい場合はお尋ねください。

#### 2 申込方法

市営住宅入居申込書など（「**3 提出書類**」をご覧ください。）に必要事項を記入のうえ、必ず申込者本人又は親族が持参してください（郵送等での申込みはできません）。申込みは、1世帯につき1住宅のみです。

入居者は必要書類の全てが整った方から先着順で決定します。ただし、同じ日に複数の方から同一住戸へ申込みがあった場合は、後日抽選を行います。

既に入居者が決定している場合がありますので、申込みにあたっては、最新の応募状況をお確かめのうえ、お申込みください。

定期募集と重複して申込みすることはできません。また、災害等により募集を中止する場合がありますのでご了承ください。

##### 【受付時間・場所】

- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く。）
- ・ 諫早市役所建設部建築住宅課（諫早市役所別館4階）
- ・ 土、日、祝日は受付できません。

### 3 提出書類

●	1	市営住宅入居申込書（誓約書を含む）
●	2	税等を滞納していないことを関係官公署に照会する同意書 ただし、令和5年1月1日（市町村民税）現在、4月1日（国民保険料・税）現在、市外在住だった方は、その住所地の完納証明書（市町村交付の証明）を提出してください。
●	3	暴力団員でないことについて警察署へ照会すること、また申込者及び同居者が暴力団員であることが判明したときは入居申込が取消になることの同意書
●	4	健康保険証（社会保険証、共済組合保険証、船員保険証、国民健康保険証など） 入居申込者、同居しようとする親族（婚約者等を含む）全員分、別居扶養親族
●	5	家賃を証明できるもの 現在の借家・アパートの家賃が証明できる書類（領収書、振込銀行の預金通帳等） 同居している住宅が両親等の持家である場合は、固定資産税の課税明細書 上記以外の方は、固定資産（家屋）未所有証明書（市町村交付の証明/諫早市の場合、市役所本館3階資産税課）
◎	6	市町村発行の令和5年度（令和4年分）の所得証明書 （令和4年1月2日以降、就職、転職、事業開始された方は、勤務、開業した月（月の途中からの場合は翌月分）から現在までの給与明細書または収支明細証明書）
◎	7	住民票（世帯全員記載分） 続柄・本籍筆頭者等を確認できるもの（全て省略のないもの） 婚姻の届出から1年を経過していない世帯の方は戸籍謄本を提出してください。
○	8	その他の必要な書類（該当する書類はすべて提出又は提示してください。） ① 雇用保険受給者証又は無職の調査書（健康保険証の被扶養者の方は除く） 15歳未満、学生、65歳以上の方を除き、無職の方は、雇用保険受給証（写）や民生委員の調査書 ② 年金のハガキ（令和4年1月2日以降に年金を受給開始された方のみ） ③ 生活保護受給証明書（生活保護を受けている方のみ） ④ 婚約証明書（現在婚約中の方で、3ヶ月以内に婚姻される方のみ） ⑤ 退職予定証明書（退職予定が明確な方のみ、雇用主の退職予定証明書） ⑥ 身体・精神・知的障害者手帳、特別被爆者手帳（手帳保有者のみ） ⑦ 家賃の未納が無い証明書（公営住宅に入居されていた方のみ）

● 必ず提出していただく書類

◎ マイナンバーの利用により省略できる書類（受付時に番号・本人確認を行います。）

○ 該当するものについて提出していただく書類

### 4 入居決定

申込みの受付後、税等の滞納の有無など、申込資格について調査を行いますので、受付から概ね2週間後を目途に入居決定を通知します。

入居決定の通知後『10日以内』に必要な書類の提出、敷金の納付（家賃の3ヶ月分）をしていただくことで入居可能となります。手続の詳細は、入居決定者へ別途説明を行います。

## 5 入居決定時の注意事項

- ① 毎月定められた期限内に必ず家賃を納入すること。
- ② 連帯保証人は、原則、入居者と同程度以上の収入を有する親族1名とする。  
(連帯保証人を確保することが困難な場合はご相談ください。)
- ③ 犬、猫、鳥等のペット類の飼育及び住宅敷地内での餌やりは厳禁とする。
- ④ 住宅を、住宅以外の用途に使用したり、転貸や入居の権利を譲渡してはならない。
- ⑤ 住宅の共用部分に私物を置いてはいけない。
- ⑥ 入居する住宅にかかる費用(光熱水費など)や、住宅の共用部分にかかる費用(共益費)を負担すること。及び、入居する住宅や住宅全体を大切に扱うこと。
- ⑦ その他、諫早市市営住宅条例及び施行規則を守らなければならない。
- ⑧ 火災保険は各自で加入し、万一の災害に備えてください。

## 6 注意事項

- ① 虚偽の申告をされた場合は、入居申込を無効とします。
- ② 市内及び隣接市の県営・市営住宅にお住まいの方は、申込みができません。  
(ただし、入居名義人の同居親族が、婚姻等により世帯分離する場合は除く。)
- ③ 家族を不自然に分割又は合併して、申込みすることはできません。  
(離婚調停中、離婚が法的に成立していない場合を含みます。)

## 7 その他

定期募集を4月・7月・10月・1月に実施しており、公開抽選で入居者を決定しています。定期募集による入居者決定後に、随時募集の住宅の更新を行います(応募状況等により、更新がない場合もあります。)

### 【問合せ】

諫早市建設部建築住宅課 管理担当(諫早市役所別館4階)

電話 0957-22-1500(内線2445、2444)